

令和6年度 第1回 公共調達監視委員会議事録

日 時 令和6年7月25日(木) 14:00~15:00
会 場 鹿児島合同庁舎3階 第2会議室

出席委員(敬称略)

畑井 清隆(大学教授)

大脇 通孝(弁護士)

森 征一郎(税理士)

1 開会

2 総務課長あいさつ

3 委員長選出

畑井委員を委員長に選出

4 審査等

事務局から、今回の審査案件は令和6年1月から同年3月までに契約が締結された「公共工事の随意契約によるもの」が1件、「物品・役務等の競争入札によるもの」が6件、「物品・役務等の随意契約によるもの」が2件であることを説明し、6月3日に開催した公共調達審査会における審議において、全ての案件について承認されたことが報告された。

審査案件について、事務局の会計第一係長及び第二係長が、公共調達監視委員会審査調書等により説明を行った。

説明終了後に委員からなされた質問、意見及びこれらに対する事務局の回答は、以下のとおりである。

以下、質疑応答

<公共工事>

【随意契約：整理番号1】

「休業支援金センター 原状回復工事」

●委員からの質問・意見等なし

<物品・役務等>

【競争入札：整理番号1】

「椅子等家具什器類その他備品の購入及び不用椅子の引取り」

●委員からの質問・意見等なし

【競争入札：整理番号2】

「鹿児島労働局雇用環境・均等室外4官署における複合機の購入及び保守点検業務」

- (委員) 応札したA者について、応札金額は予定価格の範囲内のように見受けられるが開札結果一覧上で「不落」となっているのはなぜか。
- (担当) 公共調達監視委員会審査調書に記載している予定価格は税込みであるが、入札については税抜き価格で行い、税抜きで判断すると予定価格の範囲内ではないため「不落」となっている。
- (委員) 導入した機種メーカーはどこになるのか。
- (担当) K社製である。
- (委員) 5台の複合機を導入するのに契約金額が約120万というのはかなり安いのではないかと思われるが、何か要因はあるのか。
- (担当) 本件に係る予定価格を算出するにあたり、これまでの傾向を考慮し、定価から7割引した価格で予定価格を算定しており、本来このような複合機を導入する契約については、定価からかなり割引かれる傾向にある。それでも本件はかなり割引がなされているため、その点については改めて分析することとしたい。

【競争入札：整理番号3】

「指宿公共職業安定所 1階窓口受付装置更新」

- 委員からの質問・意見等なし

【競争入札：整理番号4】

「鹿児島労働局総務課におけるシュレッダーの更新作業」

- (委員) 開札結果一覧にて「不参」となっている業者がいるがどのような意味か。
- (担当) 入札参加申し込みをしたが、入札書を提出してこなかったという意味である。

【競争入札：整理番号5】

「鹿屋労働基準監督署 1階会議室個別空調設置作業」

- (委員) 応札が1者となっている理由は何か。
- (担当) 年度末に入札を行った関係上公告期間が短くなったことと、周知が足りなかったことが要因であると考えている。

【競争入札：整理番号6】

「加世田公共職業安定所におけるデジタル印刷機更新作業」

- (委員) 再度入札において、応札者のうちの1社が「不参」となっているが、再度入札はどのように行うのか。紙で行うものなのか。
- (担当) 本件の応札者は全て電子調達システム上で応札しているため、再度入札についても電子上で行う。1回目の開札で「不落札」となった場合、システム上でその通知が応札者に届き、労働局の職員が再入札書の提出期限を設定するため、その期限までに再入札書を提出してもらう流れとなる。予定価格や応札者数については、落札業者が決まるまでは公表されないため、再入札時点では明らかになっていない。
- (委員) 落札率は97.1%となっているが、なぜこのように高くなっているのか、審査調書に記載していただきたい。

(担当) 要因を分析し、記載するようにしたい。

(委員) 再度入札において「不参」となっている理由についても調べていただきたい。

(担当) そのようにしたい。

【随意契約：整理番号 1】

「鹿児島労働局監督課、職業安定課外 5 監督署における書籍の購入」

●委員からの質問・意見等なし

【随意契約：整理番号 2】

「鹿児島障害者職業能力開発校における木工機械の移設作業」

(委員) 随意契約にもかかわらず、落札率が低くなっているのはなぜか。

(担当) 本件については 2 度入札を行ったが、応札者がなかったため、随意契約に移行したものである。予定価格については入札時のものをそのまま流用し、改めて積算することはしなかったことが考えられる。

(委員) 随意契約を行うにあたり、見積もり合わせとなるかと思料するが、業者を決定する基準は何か。

(担当) 見積もりを提出した業者の中から最も価格が安かった者を落札者とする。

(委員) 結果的に随意契約にて契約することができたが、なぜ入札の応札者はなかったのか。

(担当) 入札の周知が足りていなかったことと、競争参加資格を得ていなかった可能性が考えられる。

(委員) このような入札から随意契約に移行した経緯については、審査調書に記載していただきたい。

(担当) 今後は記載することとする。

5 案件の承認

全案件について、委員からの異議はなく、すべて承認された。

6 閉会